

令和5年9月市議会定例会

消 防 局

議案説明資料

目 次

【条例案件】

- 1 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 …………… 1 頁

【承認案件】

専決処分について承認を求める件
(令和5年度富山市一般会計補正予算(第4号))

- 2 令和5年8月補正分消防局補正予算総括表 …………… 3 頁
- 3 消防局・富山消防署合同庁舎防水改修工事について …………… 4 頁

1 富山市火災予防条例の一部改正について

[消防局予防課]

(1) 蓄電池設備等に関する改正

ア. 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び国が示した火災予防条例（例）の一部改正に伴い改正するもの。

背景

蓄電池種別が多様化及び大容量化しており、設備に応じた規制の見直しが必要。

電池種別	Ah・セル	電圧 (V)	電力量 (kWh)
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76



鉛蓄電池（密閉型） ニッケル水素蓄電池 リチウムイオン蓄電池

イ. 改正内容

- (ア) 基準単位の見直し (Ah・セル→kWh)
- (イ) 離隔距離の緩和
- (ウ) その他所要の改正

現行			
	電力量	安全基準	消防への届出
(区分1)	4800Ah・セル未満	消防法対象外	不要
(区分2)	4800Ah・セル以上	消防法	必要

改正			
	蓄電容量	安全基準	消防への届出
(区分1)	10kWh 以下	消防法対象外	不要
(区分2)	10kWh 超 20kWh 以下	消防法 OR JIS等の規格	不要
(区分3)	20kWh 超	消防法	必要

ウ. 施行期日

令和6年1月1日

(2) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

ア. 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び国が示した火災予防条例（例）の一部改正に伴い改正するもの。

背景

固体燃料を使用する厨房設備と壁面との離隔距離を設ける必要があるため、そのスペースを確保できないケースがある。

固体燃料を使用する厨房設備
(燃料：木炭 燃焼温度 800℃ 以上)

炭火焼き器



イ. 改正内容

離隔距離の緩和

現行		改正案	
離隔距離 (cm)		離隔距離 (cm)	
		不燃以外	不燃
上方	250	100	80
側方	200	50	30
前方	300	50	-
後方	200	50	30

ウ. 施行期日

令和6年1月1日

2 令和5年8月補正分 消防局補正予算総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目 (款・項・目)	補正前の額 A	今回補正額 B	補正後の額 A + B	備 考
消防局合計	4,806,809	17,000	4,823,809	
(款9) 消防費	4,806,809	17,000	4,823,809	
(項1) 消防費	4,806,809	17,000	4,823,809	
(目1) 常備消防費	3,853,840		3,853,840	
(目2) 非常備消防費	367,778		367,778	
(目3) 消防施設費	585,191	17,000	602,191	消防施設整備事業費 17,000

【消防施設整備事業費】

3 消防局・富山消防署合同庁舎防水改修工事について

[消防局総務課]

(1) 補正額 17,000千円

〔 財源内訳 一般財源 17,000千円 〕

(2) 目的

令和5年7月12日から13日の大雨により、消防局・富山消防署合同庁舎4階電気室内壁及び一部床等に雨漏りの被害が発生したことから、改修する必要があるもの。



【4階電気室内の状況】



【3階視聴覚室の倉庫天井】

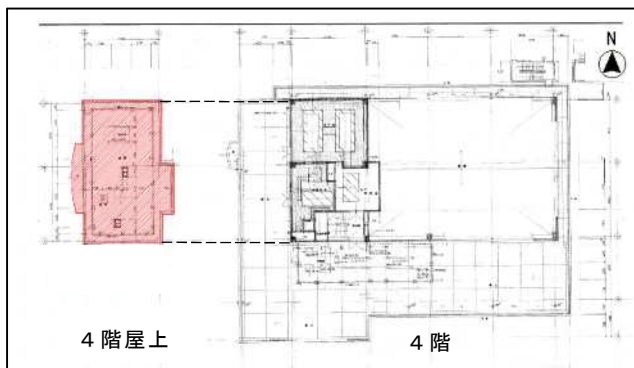
(3) 内容

4階屋上防水改修工事及び4階外壁防水改修工事を実施するもの。

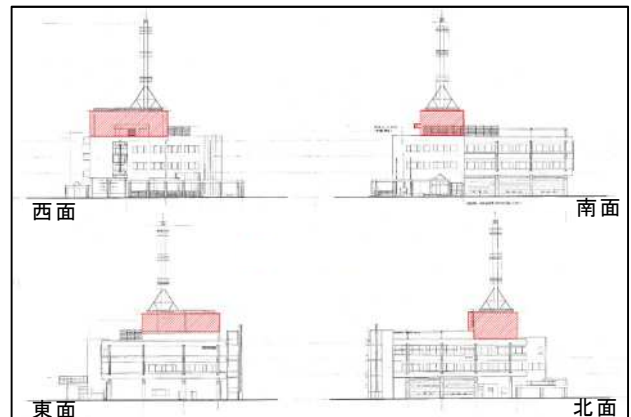
【内訳】

- | | |
|------------|-------------------|
| (屋上防水改修工事) | (外壁防水改修工事) |
| ・塩ビシート防水改修 | ・外壁タイル補修の上、塗膜防水工事 |
| | ・外壁シール打替え |

(4) 改修範囲



■ 屋上防水改修範囲



■ 外壁防水改修範囲